

(人)

(7月1日以降の累計4,146人)

うち医療機関88人

うち宿泊療養施設181人

うち自宅療養・自宅待機944人

死亡37人

退院4,720人

1/25~1/3
1.083人

1/18~1/2
533人

1/11~1/17
147人



報道発表日

■ リンク無 ■ リンク有

新型コロナウイルス感染症の 最近の患者発生状況

期間

人数(10万人あたり)

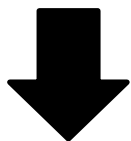
うち感染経路不明数

1/11～1/17

147人(20.3人)

(変異株検査結果)
デルタ株 :14人
デルタ株疑い:30人
オミクロン株:28人
オミクロン株疑い:34人

60人



3.6倍

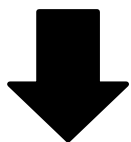
3.2倍

1/18～1/24

533人(77.4人)

(変異株検査結果)
デルタ株 :1人
デルタ株疑い:8人
オミクロン株:23人
オミクロン株疑い:50人

191人



2.0倍

2.5倍

1/25～1/31

1083人(157.2人)

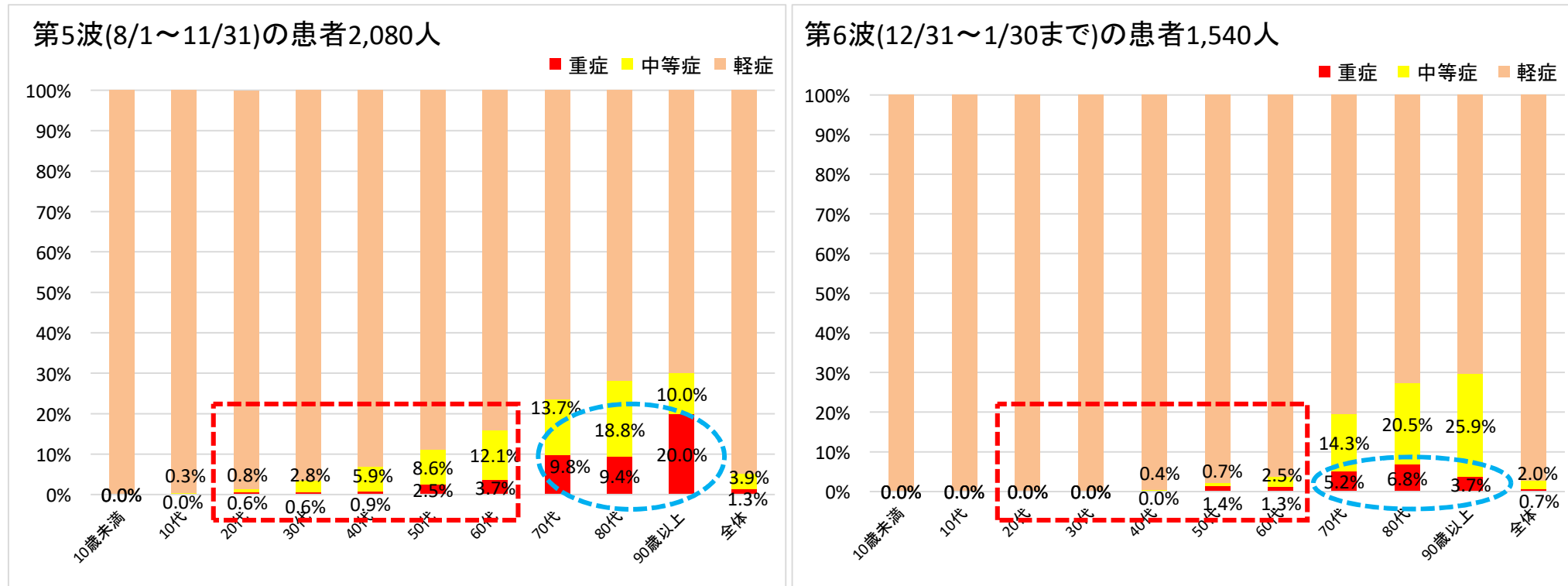
(変異株検査結果)
デルタ株疑い:2人
オミクロン株疑い:9人

478人

第5波と第6波との重症度等の比較

- デルタ株が主体の第5波と現在のオミクロン株主体の流行を比較すると、全体として、中等症以上の割合及び入院率は低い。
- 60代以下では中等症となる患者の割合が低く、70代以上では、中等症以上の割合は同等だが、重症者の割合は低い。

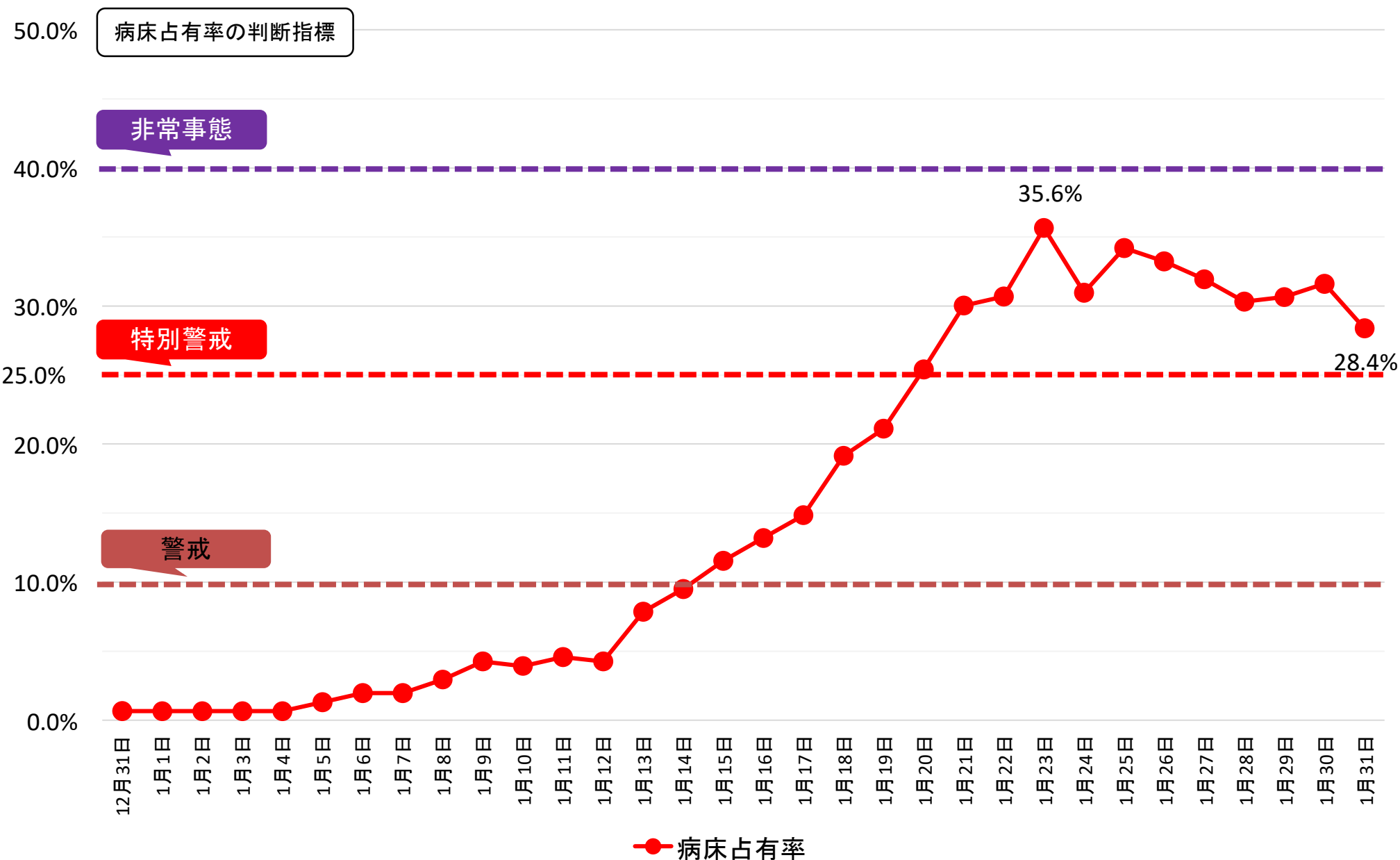
○年代別重症度の比較(R4/1/30時点)



○入院率及び病床占有率の比較(R4/1/30時点)

	第5波ピーク時(8/21～27)	第6波(1/22～28)	
入院率	15.5%	8.6%	入院率: 新規患者数のうち入院した患者数の割合
病床占有率(平均)	43.0%	32.4%	※病症占有率の算定基礎になる最大確保病床数は226床から310床に増加

第6波の新型コロナウイルス感染症の病床占有率の推移



高知県の新型コロナウイルス感染症の対応目安

判 断 指 標		県の状況（1月31日現在）	
		対判断指標	総合判断
①最大確保病床の占有率 （入院患者数/最大確保病床数）	感染観察（緑）：3%未満 注意（黄）：3%以上 警戒（オレンジ）：10%以上 <div>特別警戒（赤）：25%以上</div> 非常事態（紫）：40%以上	28.4% (88/310) うち重症用即応病床の占有率：20.8% (5/24)	<div>特別警戒</div> <div> ②全療養者数、 ③直近7日間 の新規感染者 数、⑤PCR陽 性率は、非常 事態となったが、 ①最大確保病 床の占有率が 「特別警戒」レ ベル、④感染 経路不明割合 は、「警戒」レ ベル未満となっ ているため、総 合 判断は「特別 警戒」とする。 </div>
②全療養者数	警戒（オレンジ）：45人以上 特別警戒（赤）：280人以上 <div>非常事態（紫）：500人以上</div>	1213人	
③直近7日間の新規感染者数	感染観察（緑）：7人未満 注意（黄）：7人以上 警戒（オレンジ）：35人以上 特別警戒（赤）：245人以上 <div>非常事態（紫）：420人以上</div>	1/25～1/31 全数:1083人 （うち感染経路不明数:478人） ※前週（1/18～1/24）：533人	
④感染経路不明割合 （直近7日間） ※ステージ「警戒」以上での場合に適用	警戒（オレンジ）：50% 特別警戒（赤）：50% 非常事態（紫）：50%	1/25～1/31：41.4% (478/1083)	
⑤PCR陽性率 （先週1週間）	特別警戒（赤）：5% <div>非常事態（紫）：10%</div>	1/24～1/30 19.2%（1002/5206） （衛生環境研究所以外の検査を含む）	

高知県における新型コロナウイルス感染症対応の目安（暫定版） 令和4年1月20日変更

判断指標 ※1	ステージ	感染観察（緑）	注意（黄）	警戒（オレンジ）	特別警戒（赤）	非常事態（紫）	
	最大確保病床の 占有率 〔直近7日間の 新規感染者数の想定〕	3%未満 〔 7人未満 〕	3%以上 〔 7人以上 〕	10%以上 〔 35人以上 〕	25%以上 〔 245人以上 〕	40%以上 （即応病床の占有率：50%以上） 〔 420人以上 〕	
国の分科会の レベル分類		レベル0 （感染者ゼロレベル）	レベル1 （維持すべきレベル）	レベル2 （警戒を強化すべきレベル）		レベル3 （対策を強化すべきレベル）	レベル4 （避けたいレベル）
						まん延防 止等重点 措置相当	緊急事態 措置相当
対応 方針 ※2	共通事項	□ 「新しい生活様式」等の実践 （例）・身体的距離（1～2m）の確保 ・マスクの着用 ・手洗いや手指消毒 ・咳エチケット ・こまめに換気 ・公共交通機関では会話は控えめに ・会食の際に会話が主となる時間帯にはできる限りマスクの着用を ・食事は大皿は避けて料理は個々に ・大声での会話や「献杯・返杯」は避けて ・マスクを外してのカラオケは控えて ・テレワークやローテーション勤務 ・オンライン会議の推奨 □ 各店舗における適切な感染対策の徹底					
	外出		「3密」の徹底回避			混雑した場所や感染リスクの高い場所への外出自粛を呼びかけ	
	休業等の要請	—	—	—	一定の業種 ※3 の休業、 営業時間短縮の要請の検討	一定の業種 ※3 の休業、 営業時間短縮の要請	
	会食	（共通事項に留意）		可能な範囲で 規模縮小・時間短縮	4人以下、2時間以内 ※4 （ワクチン・検査パッケージ等の活用により緩和※5）		4人以下、2時間以内 ※4（ワクチン・検査パッケー ジ等の停止の検討）
	イベント等	（国の基本的対処方針、業種別ガイドライン等に基づき対応）			「人数」、「収容率」上限の設定を検討 （ワクチン・検査パッケージ等の活用により緩和※5）		「人数」、「収容率」上限の 設定（ワクチン・検査パッケー ジ等の停止の検討）
	県立学校	市町村毎の感染状況等を踏まえて判断 ※6					
	県立施設		開館			使用制限の検討	
	他県との往来	全国の感染状況と感染拡大のリスク等を踏まえて判断					

※1 判断指標については、「最大確保病床の占有率」や入院中の重症者数等のほか、従来活用してきた各種指標（直近7日間の新規感染者数、感染経路不明割合、PCR陽性率等）も考慮し、ステージを総合的に判断する。また、患者の発生が一部の地域に限定される場合は、当該地域のみを「注意」「警戒」とするなど、地域の実情に応じて柔軟に判断することがある。

※2 感染が急速に拡大し、医療提供体制のひっ迫が見込まれる場合等においては、強い行動制限を要請する場合がある。

※3 休業等を要請する「一定の業種」については、県内の感染事例や国の基本的対処方針等を考慮して決定するものとする。第三者認証制度の適用店舗については、営業時間短縮の要請を行わない場合もある。

※4 同居の家族のみの会食は、人数制限の対象としない。

※5 「ワクチン・検査パッケージ制度」又は「対象者に対する全員検査」を活用することにより、制限を緩和するもの

※6 県立学校については、文部科学省の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」や県教育委員会独自の基準に基づき、市町村毎の感染状況等を踏まえ、休業等を判断するものとする。

第5波と第6波の感染経路の比較

- 飲食店を契機とした感染の割合は全体の約2%と減少している。
- 一方、家庭内、乳幼児施設、学校など集団生活(活動)の場での感染が増加している。
→**感染性が高いオミクロン株**の影響が見られる。

感染経路の傾向(キーワード)	第5波(8/25～8/31)	第6波(1/24～1/30)
家庭	約185人(31.9%)	約370人(35.2%)
職場・サークル活動	約70人(12.1%)	約120人(11.4%)
飲食店	約55人(9.5%)	約20人(1.9%)
クラスター(医療機関、学校、乳幼児施設)	約5人(0.9%)	約90人(8.6%)
県外往来(帰省含む)	約10人(1.7%)	約5人(0.5%)
感染経路不明	約255人(44.0%)	約445人(43.4%)
合計	約580人	約1,050人

(注) 感染経路の傾向(キーワード)については、必ずしもその場において感染が成立したことを確定するものではない。重複計上のため、合計は患者数と合致しない。

事業復活支援金

コロナの影響を受けた事業の継続・回復を支援

申請期間

2022年1月31日(月)～5月31日(火)

給付対象

①と②を満たす 中小法人・個人事業者が給付対象 となり得ます。

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者
- ② 2021年11月～2022年3月のいずれかの月(対象月)の売上高が、
2018年11月～2021年3月の間の任意の同じ月(基準月)の売上高と比較して
50%以上又は30%以上50%未満減少した事業者

※計算に当たっては、新型コロナウイルス感染症対策として国又は地方公共団体による支援策等により得た給付金、補助金等は、各月の事業収入から控除します。ただし、対象月中に地方公共団体による特定助成金等を受け、それに伴う協力金等を支給する場合は、「対象月中に特定助成金等に応じた分」に相当する額を、対象月の事業収入に加えます(給付額の算定において同じ)。

給付額

中小法人等 上限最大250万円 個人事業者等 上限最大50万円 を支給します。

給付額 基準期間^{※1}の売上高－対象月の売上高×5か月分

※1 2018年11月～2019年3月/2019年11月～2020年3月/2020年11月～2021年3月のいずれかの期間(基準月を含む期間であること)

給付上限額

売上高減少率	個人	法人		
		年間売上高 ^{※2} 1億円以下	年間売上高 ^{※2} 1億円超～5億円以下	年間売上高 ^{※2} 5億円超
▲50%以上	50万円	100万円	150万円	250万円
▲30%以上50%未満	30万円	60万円	90万円	150万円

※2 基準月を含む事業年度の年間売上高

以下に当てはまる方は申請が簡単です。是非ご利用ください。

一時支援金または月次支援金を受給された方

事前確認が不要! 提出書類が少ない!
過去の申請情報を活用可能!

登録確認機関と「継続支援関係」に当たる方

事前確認を簡略化! 提出書類が少ない!
▶ 詳細は画面をご覧ください

新型コロナウイルス感染症の影響

以下のいずれかによる影響を受けて売上減少している方が対象です。

- ① 国や地方自治体による、自社への休業・時短営業やイベント等の延期・中止その他のコロナ対策の要請
※個人業務の減少につながるもの
- ② 国や地方自治体による要請以外で、コロナ禍を理由として顧客・取引先が行う休業・時短営業やイベント等の延期・中止
- ③ 消費者の外出・移動の自粛や、新しい生活様式への移行
- ④ 海外の都市封鎖その他のコロナ関連規制
- ⑤ コロナ関連の渡航制限等による海外渡航者や訪日渡航者の減少
- ⑥ 顧客・取引先が①～⑤、⑦～⑨のいずれかの影響を受けたこと
- ⑦ コロナ禍を理由とした供給減少や流通制限
- ⑧ 国や地方自治体による休業・時短営業やイベント等の延期・中止その他のコロナ対策の要請
※業務上不可欠な取引や需給機会に制約につながるもの
- ⑨ 国や地方自治体による就業に関するコロナ対策の要請

上記に記載されたいずれかの新型コロナウイルス感染症の影響を受けたことについて、その裏付けとなる書類の追加提出を求める場合があります。

新型コロナウイルス感染症の影響とは関係のない以下の場合は給付対象とはなりません

- ① 実際に売上が減少したわけではないにも関わらず、通常事業収入を得られない時期(事業活動に季節性があるケース(例:夏場の海水浴場)における繁忙期や産物の出荷時期以外など)を対象月とすることにより、算定上の売上が減少している場合は給付対象外です。
- ② 売上計上基準の変更や顧客との取引時期の調整により売上が減少している場合は給付対象外です。
- ③ 要請等に基づかない自主的な休業や営業時間の短縮、席材の変更、法人成り又は事業承継の直後などで単に営業日数が少ないこと等により売上が減少している場合は給付対象外です。

誤って申請することのないよう、よくご確認ください。

相談窓口

電話番号のお掛け間違いが発生しております。お問い合わせの際は、電話番号をよくお確かめのうえ、お掛け間違いのないようお願い申し上げます。

0120-789-140

(携帯電話からもつながります)

※お電話は大変混雑することが予想されますので、ホームページもご利用ください。

03-6834-7593

8:30-19:00
(土日・祝日も受付)

ホームページ




事業復活支援金 検索

<https://jigyuu-fukkatsu.go.jp/>

不正受給は犯罪です!

本県における第6波（オミクロン株による感染拡大）の特徴

- 県内での感染はオミクロン株が約9割
- オミクロン株はデルタ株と比較すると、**感染力は強いが重症化のリスクは低い**（入院が必要な方の割合は大幅に減少）
- しかしながら、感染者の拡大は結果的に重症者数の増加を招く



過度に恐れることなく（正しく恐れ）、県民一人一人が感染防止対策を徹底することで社会経済活動を維持

- ・ 症状のある方は、検査協力医療機関で受診してください（検査費用は無料）。
- ・ 無症状でもご不安のある方は、県が設置する検査会場や薬局等で無料検査を受けることができます。
- ・ 重症化リスクが高い高齢者などは早めに3回目のワクチンを接種してください。
- **家庭内、保育所・幼稚園、学校、職場**での感染事例が多い。
（保育所・幼稚園、学校、職場ではクラスターも多く発生）

家庭内、保育所・幼稚園、学校、職場での感染防止対策（1/2）

不織布マスクの正しい着用、3密の回避など基本的な感染防止対策を徹底してください。

■ 家庭内での対策について

- **部屋の十分な換気、共有部分の消毒、タオルや食器の共用を避ける**など、家庭での感染防止対策の徹底をお願いします。
- 帰宅時と飲食前には必ず手洗いをしてください。

■ 保育所・幼稚園、学校等での対策について

- **室内の十分な換気、こまめな手指消毒、共有部分の消毒**など、基本的な感染防止対策の徹底をお願いします。
- 発熱等の症状が見られるときは、登園・登校を控えてください。

家庭内、保育所・幼稚園、学校、職場での感染防止対策（2/2）

■ 職場での対策について

- 室内の十分な換気、こまめな手指消毒、共有部分の消毒など、基本的な感染防止対策の徹底をお願いします。
- 在宅勤務（テレワーク）や休暇取得の促進等による**出勤者数削減の取組を推進**していただくようお願いします。
- 時差出勤やオンライン会議の積極的な活用など、**人との接触機会を低減する取組を推進**していただくようお願いします。

■ 県立学校の部活動について

- 1/31（月）から、**土日等の部活動は原則禁止し、平日は週3日以内、1日あたり2時間までに制限**します。